

見ゆ。焚亦、周禮秋官に見ゆる所、古來の慘刑である。

⑧ 例へば天統五年春二月、官刑に當るものを普く免じて官口とする詔を下してゐること（後主紀）、崔季舒誅せられ

其小男鐵室に下されしこと等は、當時北齊が依然官刑を用ひてゐた一證である。

ナポレオン戦争とフランスの工業

豊田堯

ナポレオン戦争の徹底的究明に基いて立論せられたと云はれる「戦争論」の著者クラウゼヴィッツは、「シレンジア戦争時代に於ては戦争はなほ單に政府のみの仕事であつて、國民は唯盲目的な機械として之に参加したのに過ぎなかつた」が、「一七九三年には彼等の夢想だにせざりし大兵力が出現したのだ、戦争は突如として民家のしか

も何れも公民の以て任じてゐた所の三千萬の民衆の事業となつた。」「かくの如く民衆が戦争に参加する事となつた結果、内閣や軍隊ではなく民衆が天秤の皿の上にドツカと坐り込むことゝなつたのである。」「とはいへ革命戦争中には此の事は充分感知されず、完全に明瞭となつたわけがなく、革命軍の諸將帥ですら、不斷に終局目標に向つて暴進し、ヨーロッパの諸君主國を粉碎し去つたわけではない、ドイツ諸軍は時々之に抵抗して勝利の奔流を

喰止める事に成功した。これは何故であるかと言ふに、その原因は、實際全くフランス軍側に於ける技術の不完全なる事にあつたのである。此の事は平兵卒を始めとし諸將軍に就いても言ひ得られる事であり總裁政治の時代には政府自體に就いても亦眞であつた。「然るにボナパルトの手に於て、それらの一切が完成されるに及んで、全民衆力の上に立脚した此の軍事的勢力は非常に確實な信頼の出来るものとなり、行く所敵なき勢で全歐洲を席捲し、舊式の軍隊が之に對抗した限り、勝敗の數は常に定まり寸厘の疑を挟む事が出来ない程であつた。」「かくて戦争はボナパルトの出現を機として、先づフランス側に於て、次いで列國側に於て全國民の事業となる事によつて、全然その性質を一變する事となつた。といふよりは寧ろ、その本來の性質その絶對的完成に著しく接近したと言ひ得よう。用ひられる所の手段にはもはや如何なる制限もない。そんなものは政府及び國民の剛力と熱狂の中に消え失せてしまつた。戦争遂行の剛力は手段の老大なる事と收め得らるべき成功の廣大なる事と併せて、

又人心の強烈なる昂奮によつて素暗らしく高められ、全軍事的動作は専ら敵の倒滅を目標とする事となり、一度戦端が開始された以上は、敵が完全に起つ能はざるに到つた時でなければ、戦争の中止とか媾和談判などといふ事は問題とならなかつた。⑥とフランス革命戦争及び之が完全なる發展と見られるナポレオン戦争を定義してゐるが、之こそナポレオン戦争が從來屢々試みられた類の戰術的研究や、傳記的考察を超えた意義を持つてゐる事を強調してゐるのに他ならない。

現にナポレオン戦争をば、政治・經濟・社會・思想等の歴史を含めた一層廣き觀點より検討した場合、例へば統帥と國務と云ふ問題を取り上げて、ホールランド・ローズが「ナポレオン以後のフランス史は、將來殆んど改變の餘地ない迄完全に作られた機構のピラミットの均整を回避すべき必要を強調する」と云つてゐる位の⑦中央の意圖が地方の末端にまで徹底する如き、行政・司法・教育等の諸制度、そのピラミットの頂點に位する皇帝ナポレオンが同時に陸海軍の總司令官であつた事、即ちナポレ

オンの人格に、統帥と國內政治とが完全に一體化し、然も此の事が戦争遂行上非常に貢獻してゐる事實、次にナポレオン戦争が一面に於て、封建的絶対專政主義よりヨーロッパ諸國民の解放と云つた舊秩序に對する新秩序戰の意義を内包するが故に、外に對しては積極的宣傳を通じて、内には出版物の統制、就中嚴重な新聞統制を通じて——例へば戦争遂行上に不利益が存する些少の記事に對してすら、神經過敏な程の不寛容性が示されてゐる——思想が徹底的に戦争に動員せられた事^①、第三に、一八〇五年トラフルガルに於けるフランス艦隊の敗戦以後、對英戦争が武力戦よりイギリスの海上封鎖に對するフランスの大陸封鎖と云つた經濟戦争に移行し、從つて政治が經濟の自然の流れを断ち切つて商業や産業に統制が加へられるに到つた事、即ち經濟途が戦争に動員せられたと云ふ諸事實から、或る意味では、南北戦争に先立つた本戦争にこそ總力戰の萌芽を認めねばならないとすら思はれるのである^②。然してそれにも拘はらず全體として見るならば依然本戦争の本質が凡そ總力戰とかけ離れたも

のである事は認めざるを得ない。然らば、一體如何なる所に本戦争の本質が存するのであらうか。こうしたナポレオン戦争に於ける本質論の究明は、何にもまして「戦争と生産」の關係を明らかにするのが最も捷徑かと思はれる。と云ふのは、それを通じて、此の經濟戦争に於て、如何なる生産部門が最も主體的な役割を演じてゐるか、判明するからである。從つて以下かゝる觀點に立つて大陸封鎖令下のフランスの工業が如何なる影響を蒙つたか、亦此の工業に如何なる統制が加へられたかを明らかにし度いと思ふ。然も此の事は自ら大陸封鎖令の力點が如何なる所にあるか、更には、此等工業の現勢が或程度大陸封鎖作戦の遂行、別して占領地統治策を規定してゐる事を明らかにする、結局廣く云つて全ナポレオン戦争の本質を露呈するからである。

註① クラウゼヴィッツ著 馬込健之助譯 戦争論 下卷四五七—四七八頁。(岩波文庫)

② J. Holland Rose, *The personality of Napoleon*. London. 1912. P. 144

③ ナポレオン戦争に於ける政治と統帥 ナポレオンの民心

指導については他の機會に發表し度い。

④ 土屋喬雄著・國家總力戰論・一四七—一五一頁。(ダイヤモンド社刊)

二

ナポレオンの包圍せる終始不變の考へは打倒イギリスであつた①。従つて一時的休戦に過ぎないアミアン條約の破裂後、ナポレオンは武力行使による敵本土上陸作戰を企圖しつゝも、同時にイギリスの對フランス海上封鎖に對抗して、重商主義政策に立脚せる經濟的禁止措置を實施しつゝあつたのである。然し既述の如く、トラファルガルの海戦に於けるヴィルヌーヴ艦隊潰滅の結果、對英作戰の軸心施策が、餘儀なくも敵本土上陸作戰より、英人に大陸市場を封鎖して、以てイギリスを屈せしめんとする經濟攻勢に移行するに及び、在來の禁止的措置が愈々強化擴充せられる事になつたのであり、一八〇六年十一月二十一日のベルリン勅令は大陸作戰進捗による、背後よりの脅威除去と云つた戰略體制の完成と相伴つて此等の經濟政策がその完き形をとつて發現したものと解

さねばならない。即ち「イギリス諸島は封鎖状態にある」従つて「イギリス諸島とのすべての商業並びに通信は禁ぜられ、」イギリス臣民に屬す、すべての倉庫商品並びに財産はその種類の如何なるを問はず沒收せられ、」亦「イギリス貨物の賣買を禁じ、イギリスに屬し、或ひはその工場より來るすべての貨物は沒收せられる」と云ふ措置即ち徹底せる保護制度が、フランスのみならず與國や隸屬國に對しても實施される事になつたのである。

思ふにナポレオンの大陸封鎖は、現代戰の保護制度が外部からの強制であるに反し、自由意志の下に爲されてゐるとは云へ、單に農業や工業製品の輸入禁止を目的としてゐる如き以前の保護制度とは異つて、普遍的な自己封鎖體系として、海上より輸入される總ゆる種類の物品に嚴重な輸入禁止を強制しなければならなかつた。然し、之は當然の結果として、自國の勢力圏内で、一切の工業原料を獲得しなければならぬ。之こそ非常なる制約を受ける、謂はば出來ない相談でもある。然もかゝる試みが失敗に終る限りその政策自體の中に、救濟出來ない自

已矛盾が包藏されてゐる事を認めざるを得ないのである。といふのは徹底的に自己封鎖を完結して、世界の工場を以て任ずるイギリスの地位を生産過剰で壓倒する爲めには、自國の工業發展迄犠牲に供さねばならないからである。それとも海の支配者と協同して原料を受領し以て自國の工業發展を企圖するならば、イギリスの商業力並びに海上力の破壊に失敗しなければならぬ。かくてナポレオンの大陸封鎖の持つ二重性はフランス工業と不離の關係にあつた事がわかるのである^②。従つて、具體的には、ナポレオンの大陸封鎖が、固定不變なものではなく、此のベルリン勅令も其の後、イギリスの中立國商船の利用による對抗策の爲めに、「イギリスに寄港せる一切の船舶はイギリス船と見做さるべし」と宣言した一八〇七年十二月十七日のミラノ勅令となつて強化せられ、更に一八〇九年には、猖獗を極める密輸入の解決策として、特別の免許狀下附のもとに密貿易商を使用して直接敵國との交易を許すと云つた、免許狀制度の採用となり、亦一八一〇年八月には、主として植民地物産に對す

る極端な高率輸入税を採用したトリアノン税法、並びに同年十月の大陸内に於けるイギリス製品の山告或ひは強制檢索なる手段を通じて、此等重要輸入品の焼却を命ぜる、フォンテンブロー勅令の施行への發展と云つた如く、ナポレオンの意圖する所は不變であり大陸封鎖の底に流れる根本原則に於ては、飽く迄自己同一性を保持し續けてゐるにも拘らず、時と共に外面的に變貌したのは、もとより敵國イギリスの對抗策に相應するものであつた事は云ふ迄もないが^③、フランス工業の現勢が或る程度之に陰影を與へてゐる事も亦無視し能はないのである。

以上はナポレオンの大陸封鎖と工業との關聯、従つて大陸封鎖の性格そのものにも論及したのであるが、次に此の大陸封鎖下の工業狀勢を個別的に検討し度い。

E. Lavisse 鑑修の下に公刊された、大革命から一九一九年の平和に到る「現代フランス史」に於て、統領時代並びに帝政時代を擔當した、G. Pariset は、その書の「勞働と國家」なる節の中で(帝政時代)、「Tolosan が一七八

八年に擧げてゐる工業に關する數字と、Chapalの一八
一二年頃の統計を比較して、織維工業製品が一六・七％
減少したのに反し、鑛業並びに化學工業の五四％の増大
を特記してゐる。例へば、(現代戦にはなくてはならない)
石炭の場合に於ても、一七九四年に、年産二五萬噸
に過ぎなかつたものが、帝政の末年には年産八〇萬噸へ
の増産が見られる。されば一見した所戦時下に平和産
業の後退、戦時工業の前進を思はせるのであるが、此所
に擧げられた統計の眞實にも拘らず、工業の戦争に對す
る役割は、依然各工業の個別的檢討、別してナポレオン
の統制が、如何なる點に、主力が向けられてゐたかを明
らめずして、以上の如き判定は決して輕々と下せないの
である。

鑛業について云へば、土地所有權に對し、國家監視の
下に鑛山開發權の優越を認めた鑛山法は、やつと一八一
〇年に制定されたのに過ぎなかつた。亦鑛山勞働者の
待遇も、國家によつて認められた、特殊な厚生設備を持
つた唯一の例を除いては、殊に炭山の待遇は、最も惡

く到底此の方面に勞働者が集中したとも思はれないし、
亦強制的な勞働者の集中も試みられなかつた。
従つて鑛業が戦争に参加したとしても、どちらかと云
へばその關係は稀薄であると云はねばならない。次に鑛
業、別して石炭と關係深き鐵工業を檢討すれば、愈々此
の事が確められるのである。

鐵工業 銑鐵について考へても、イギリスに於ては、
既に一七三五年頃より、コークスを使用して製造せられ
てゐるのに反し、フランスでは一八〇八年に於ても、唯
一の例外たるCreusot會社を除いては、依然木炭で生産
せられてゐた。一八〇九年から一八二二年にかけての銑
鐵の生産高は、僅かに二萬三千噸から三萬噸に過ぎな
かつたのである。亦その品質も極めて悪く一八〇六年には
海軍用の大砲の注文が取り除かれた位であつた。銑鐵の
場合も、Creusotを除いては事柄は殆んど同様であつた
のである。次に鋼の生産に關しても、イギリスでは、一
七五〇年頃より鑄鋼製造の問題が解決せられて居り、二
十年後には、可なり廣範圍に採用せられてゐた。大陸に

に於てはスウキス（一八〇八年）やドイツ（一八一二年）に於て、夫々 Fisher や Krupp 會社が、同じ目的で設立せられたのである。けれども專フランスに關する限り、唯一の例外として擧ぐべきは、編入領土のベルギー人によつて、之が導入されたのに過ぎなかつた。かくの如く鐵並びに鐵製造工業に於ては、イギリスは云ふに及ばず、ドイツの如き舊態依然たる大陸の國家と對比してさへ、著しく遅れてゐるのが目立つのである。従つてコストも他國より三〇乃至四〇%高く、經濟封鎖によつて五〇%の高關稅を設けて、此の工業を維持して行かねばならなかつた。即ち僅かに此の高率によつてフランスの市場をイギリスの侵入から防いだのに過ぎなかつたのであつて、鐵工業が戦争に参加したとしても、それは凡そ現代戦とは異り、全然ネガティヴな意味に於てであつた事が注目されるのである^⑧。

化學工業に關しては本戦争間に、Berthollet の操法は漂白や染色の領域に於て、Leblanc 法はソーダ工業に、革命的進歩を齎したのであり、亦之に隨伴して染料・

石鹼・硫酸・白鉛等の諸工業も、大躍進を遂げたと普通云はれてゐる^⑨。もとより本戦争によつて、フランスの化學工業が當時の世界に先駆けて飛躍的な發展を遂げ、他の大陸諸國は云ふに及ばず、先進工業國たるイギリスも、之に追隨する有様であつた事實は、之を認めるに吝ではない。然しHoescher は「戦争の場合、概して公衆の感情は全く弱つてしまつてゐるので、深奥な科學研究に、立派な業績を擧げ得る程充分冷靜ではない。亦よし冷靜であるとしても、時が無い。と云ふのは（刻々様相を變へる）戦争の爲めに、即席に成果が擧げられねばならないからである。然し科學は滅多に注文通りに業績をあげて行くものではない。然らば戦争の際、何が爲されたかと云へば、それは既に完成されたもの、或ひは殆んど完成されんとしてゐたものをしつかりと確保する事にあつた。」^⑩と云つてゐる。——即ち戦争に際し、科學のもつ役割は新奇な發明發見によるよりも、既存の知識を徹底的に活用するにあつた事を主張してゐるのであるが——その言葉のとほり、本戦争の間における此の化學

工業の隆昌は、ナポレオンの行つた新發見に對する懸賞募集や、獎勵金の賦與と云つた、その振興策に由來してゐるよりも、むしろ専ら經濟狀勢の變革の結果であつた

事の特記しなければならない。例へばBatholletの太陽漂白に代る鹽素漂白の操作にしても、既に一七八五年に完成されてゐるのであり、Lehancの海水よりのソーダ製造法も、既に一七八九年頃に完成されてゐた。しかも革命時代を通じて自己の業績を結實せしめんとした此の偉大な化學者の努力は完全に失敗し、一八〇六年、彼の死の數年前に破産したのであつた。恰もその時スペインとの交渉が途絶え、是迄夢想だにしなかつたソーダ生産の重要性が確認されるに到り俄かに發展を遂げたのである。即ち經濟封鎖と云ふ異常な事態の發生によつて、經濟的に成り立たなかつたものが驚異的發展を遂げた迄であつた。更に云へばフランス化學界の持てる潜在力が、戰爭と云ふ例外的な狀勢によりて十二分發揚されたのである。従つてナポレオンの此の工業に對する態度も、化學獎勵と云つた比較的消極的な統制より出たものではない。

かつた。たゞ化學工業が、封鎖的自給體系の確立と云ふ經濟戰に或る程度積極的に參與してゐる事は、認めねばならない。

次に化學工業に關聯深い植民地物産代用品工業、(特に染料工業) 甜茶糖工業等を検討し度い。

植民地物産代用品工業 大陸封鎖令施行の結果、植民地物産、就中染料は高騰を告げる事となつた。例へば藍の價は普通二倍、時には三倍、四倍、更には五倍とすらなつたのである。洋紅の價も、普通二倍であつた。然しこの染料の中でも、特に重要な藍と洋紅に關しては、古來民衆は土地に産する染料を使用してゐた。即ち大青と茜草とである。所が、今や化學者によつて進歩が齎され、大青から印度産の藍と同様な染料生産の可能な事が、認められるに到つた。かくて藍の國內生産の期待が極度に高まるや、ナポレオンは三萬二千ヘクタールの大青の栽培を命じ、且印度藍をイギリス物産と宣言してその輸入を禁止したのである。之と同時に、三つの帝室工場を建設すると共に、民間の個人に對しても賞金を

授與してゐるのであつて、極めて積極的な態度を示してゐる。然し結果から見ると、一八一三年になつてもその生産高は僅かに六千キログラムに過ぎず、一八一四年には僅かに一工場だけが生き残つただけであつた。此の工業に對するナポレオンの熱意は後述する繊維工業に對する彼の態度と併はせ考へねばならない。

其の他煙草やコーヒの代用品工業については殆んど興味の無い問題である。

甜菜糖工業に關しても、化學工業の場合に似て、既に發明濟みの原理が異常なる經濟狀勢によつて、急速に發展する事になつた迄であるが、然し此の際に於けるナポレオンの非常なる熱意は注目されるのである。即ち甜菜が甘蔗と同じ物質を含有する事は、既に一七四七年にドイツの化學者 Margraf によつて發見せられたのであり、其の後一八〇九年には、同じドイツの化學者たる Achard により、その工業化の成功が發表せられたのであつた。然しこうした技術的進歩も、依然元の條件で砂糖が手に入る限り、何等經濟的な目的に奉仕しなかつ

たのである。所が經濟封鎖が續行せられるにつれて、砂糖の拂底が漸く感ぜられ、その價も一八一三年迄連続して騰貴する事になつた。——例へばパリに於て、一八一二年には一キログラム、四フランから十二フランに迄騰貴した。之をロンドンの市價に比するならば、實に四倍乃至九倍の高値であつた。——そこで始めて民間に於ても、砂糖の代用品を、蜂蜜・乳漿・粟・林檎・無花果・馬鈴薯・イチゴ等に求められ、結核葡萄砂糖の製造に迄到達したのであつた。一八一〇年から一八一一年にかけては、二百萬キログラムも生産せられて獎勵金が與へられた程である。然し此のシロップはその色黒く、且結晶しなかつたので、厭はしく、且つ不快な臭氣を持つてゐると云ふ缺點があつた。同じ頃他方では、甜菜の栽培並びに甜菜糖の生産が數ヶ所で始められてゐたが、一八一二年に、先づ Passy の Delesset の工場で、蔗糖と區別のつかない甜菜糖が生産されるに到つた。此の事がナポレオンの上聞に達するや、皇帝自ら Delesset を訪問し、彼を先覺者として叙勳すると共に、藍に關して取

られたのと同じ方策が此の工業に對して用ひられたのである。即ちナポレオンは三萬二千ヘクトール、後には十萬ヘクトールの甜菜の栽培を命ずると共に、四つの帝室工場の建設をも命じてゐる。然し此の強力な統制の結果は如何であつたであらうか。

一八一三年二月に内務省から、立法院に提出された帝國の狀勢觀察の報告によれば、「嘗ては、砂糖・藍・洋紅染料・ソーダ・綿等を代用する、何か有用なものを見出すのは、全く不可能な事と思はれて居た。然し吾々が、強力な意志を行使した結果、その不可能が吾々の努力を通じて、可能となつたのだ」と誇らしげに述べ、一八一三年以降になると三百三十四工場が全運轉して、三百五十萬キログラムの砂糖が生産せられる事になり、少くなくとも國內需要の半分が充さるべしと主張してゐるのである。然し現實はより輝かないもので、その年の終り頃、内務省からナポレオンへの報告によれば知識の缺如と天候不良の爲め百五十萬キログラムの砂糖しか生産せられなかつた事と、設立認可の與へられた三百三十四

工場の内、僅かに百五十八工場だけが、現實に設立運轉せられた事がわかるのである^①。それは兎に角、此の工業に對するナポレオンの強力なる支援と、而もその結果或る程度の成功を収めてゐる事は、洵に注目し價する事實であつて、此の工業が一應ナポレオン帝國の殞落と、その運命を共にするのを見るにつけても、此の工業がナポレオンの經濟戰に積極的に参加した事が分かるのである。従つて此の點に、ナポレオンが國民生活確保の爲めに爲した工業統制の一方點を見出すのである。

最後に織維工業について述べねばならない。先づ此の工業の構成要素を絹工業・羊毛・リンネル工業・綿工業と規定した上で、之に對するナポレオンの統制を検討する事になるのであるが、此の統制を特徴づけるのは、先の工業に見られた様な、工業の擴大や増産を圖ると云つた、積極的施策のみが存するのではない。之と共に危機に際し操業停止に陥入つた工業を、内から支へ、之をば維持せんとする、消極的施策が隨伴してゐる事である。即ち一見相矛盾する政策が凸凹相應じて、戰爭遂行に貢

獻してゐる點であつて、既に此の事自體に、大陸封鎖戰爭に於ける本工業の役割がよく滲み出てゐるのである。

従つてナポレオン戦争の本質究明は、既に試みられた如き單に積極策を通じてのみならず、同時に消極策からも試みられねばならない。今の場合は先づ消極策の方を述べ、然る後に積極策を、個別的に検討し度いのである。

此の消極策とは、一言にして云へば前貸しの方策である。危機に際し、政府が工業家に救済金を、前貸金の形式の下に賦與する事は、既に舊制度下にも行はれ、亦革命時代にも繼承せられた事柄であつて、何等ナポレオンの新發明ではない。ナポレオンの方策は、以前のものが孤立せる斷片に過ぎなかつたのに反し、之をば組織化した點に、特徴が存するのである。

然もナポレオンは此の方策を組織化するに當つて、その仕事の枝葉末端に到る迄、一々指圖し、亦大臣達も細末に到る迄、何事も主人に相談せずしては爲し得なかつた事を Charles Ballot は特記してゐるが⁶⁾、それ程ナポレオンは此の工業部門を、經濟戰爭に於ける武器として

重要視してゐたのである。従つて彼から大臣に與へた訓令は、所々本戦争の本質を露呈するのである。彼は一八〇七年三月二十七日 Osterode から内務大臣 Champagny に宛てた手紙の中で、「予にとつて工業家を救済するのに最も適當な措置と思はれるのは擔保に基いて前貸しする事である。此の目的をかねがね參事院に廻送して置いたが、了解に到らずして數年が過ぎ去つた」と、遺憾の意を表明し、「予の目的は、某の貿易商が破産するのを阻止する事ではなく、國家の財政もそれ程充分ではない。唯或る部門の工業が、閉鎖するのを阻止するのに存するのである。……此の前貸金から、どうしても生じなければならぬ結果は、工業が運轉し續ける事にある。予は唯、次の目的の爲めにのみ、即ち労働者が仕事無しであるのを阻止する爲にのみ、國庫のお金を放出させるに過ぎない云々」⁷⁾と述べてゐる。片や對英戰に於ける、有力な武器としての工業の維持を希ひながら、同時に戦時下の工業労働者對策を表白するのである。更に五月二十七日 Finkenstein からの手紙を見れば、彼の意圖は一

層はつきりするのである。Champagny 氏に對して、「十日附の手紙を受領した……決して不動産抵當に基いて前貸してはならない。もしかゝる事をすれば、此の措置の目的を見失しなふであらう。無論家内労働者にも、前貸ししようなどは考へてはならない。これ程不祥な提案はないのである。……予の救済し度いのは、大工場である。此等の工業の爲めに指定したお金はそれ以外に使用され得ない。……」^⑧と訓してゐるが現代的總力戦に見られる如き軍動員と産業動員の調整とか、軍需工業に對する労働者の集中と云つた問題は本戦争になく、ばらばらの家内労働者よりも、集團的威力を發揮する大工場の工業労働者の救済、即ち治安の維持が、第一の問題であつた事が了解されるのである^⑨。

それは兎に角此の制度は、同年同月（一八〇七年五月二十七日）Orsani の大本營から發せられた、「内務大臣は省令によつて、上記の擔保に基いた前貸をば、専ら知事の意見を參照して、倉庫が一杯に滿ち溢れて居り、救済が無くて彼等の工場の仕事を一時停止せざるを得な

い破目に立ち到つてゐる、工業家の爲めに許可すべし」（第四條）といふ訓令を骨子とする八ヶ條の勅令によつて出發する事になつたのであるが^⑩、其の後擔保に關してその性質や、擔保と前貸金との關係、即その率や、擔保不足の場合に於ける追求、擔保査定等が、補足追加せられたのである^⑪。吾々は此の制度に於て、知事が極めて重要な役割を演じてゐる事、ナポレオンが工業家に對して無暗に前貸金を賦與する事なく、嚴重な擔保査定により、飽く迄健全財政の維持を企圖せる事、先の手紙にもあつた通り、不動産や、亦工場の機械裝置も生産を阻害すると云ふ理由で、嚴に禁せられた事等が注目されるのである。就中最後の箇條は、國家が擔保として工業製品のみを受ける方針を示してゐるのであつて、賣れざる滯貨物が民間業者に保留せられ、やがては之が投賣りせられた場合に於ける經濟界の攪亂を、極度に怖れてゐたナポレオンの心情を表白せるものと云ふべきであらう。然し此の制度によつて國家が擔保として受領せる滯貨物をば、その責任に於て、處分せざるを得なくなつたのであ

り今後の經濟政策に大影響を及ぼす事となつた。一八〇七年に成立を見た此の前貸金制度は、其の後一八〇八年以來、一八一三年迄續行せられたが、その實施に當つては極めて柔軟な且圓轉滑脱な精神により、環境や特殊事情に應じて、適用されたが故に^⑧時の経過と共に變態するのである。殊に一八一〇年以降の危機が主として綿工業に向ひ、然も當時の綿業界の弱點は銀行との資金關係に存したが爲めに^⑨、此の制度も金融方面に重心の置かれた制度となるのであるが^⑩、併しかゝる外形的變貌にも拘らず、工業製品を擔保とする原則に到つては依然變りがなかつたのである。

以上は消極的施策たる前貸金制度を原則的に述べたのであるが、之が具體的に發現する様相は、ナポレオンの統制の弾力性、更には各々その發展過程を異にする諸工業によつて異なる事は云ふ迄もない。此等の問題は各工業の個別的の研究に於て、積極的施策と併せ考察したいのである。

絹工業について云へば、「ナポレオンは嚴しい保護政策

によつて、絹工業を振興せんと試みたので、リオンの貿易商人は非常に感謝してゐた。フランス帝國の國境が廣められるにつれ、リオン市民の産物の爲めに、極めて廣大なる市場が低地國、北ドイツ、イタリアの大部分で、開かれて行つた。不景氣や一時的危機に際しては。リオンや他の大都市の工業を育まんとして、製産品の買ひ上げを行つたのであつた。かゝる事の爲めに、リオンの市はナポレオンが一八一五年エルバ島よりの歸邊に際して、最も熱誠なる歡迎をば與へたのであつた^⑪と云ふ、リオンに關する Holland Rose の説明は、よくナポレオンの統制が、成功を収めた事を物語つてゐる。

具體的にその施策を述べるならば、舊制度以來の傳統的保護政策に則して、積極的統制を加へたのであり、官廷用品の莫大なる發注、イタリア生絲の獨占、大陸市場の獲得等が指摘されるのである。危機に對する消極策は一八一〇年十二月のリオン救済の方法に典型的に示されるのであり、廣くは、フランスの工業と免許制度との關

聯を示唆するものであらう。經濟戰の爲めに——主としてナポレオンの大陸封鎖令の強化によるが——ドイツやアメリカに於ける例年通りの販路を奪はれた、リオンの工場に、冬の間、活況を維持する爲めの必要な額は當時七〇〇萬フランと見積られてゐた。皇帝の政府は、宮廷の爲めに二〇〇萬フランの商品と、ドイツアメリカ向けの六〇〇萬フランの反物を發注した。然し此等の商品反物は、係員若しくは陸軍被服廠員に引き渡され更に彼等は、免許狀の所有者たる船舶所有者達に、その費用として五分だけ加算した値段で、賣却したのである。此の場合販路が、國家によつて人工的に作られてゐるが故に、矢張り供託に基いた前貸金制度が變形したものと見做さねばならない。

かくの如くナポレオンが積極消極の兩政策を通じて終始奢侈工業たる絹工業をば、保護した事に關して、かくの政策遂行により、戰爭遂行上の必要物資や、更には國民生活の必需品の生産が阻害されると云ふ事は、ナポレオンには大した問題ではなかつたのだと論じ、第一次

世界大戰と比するならば、如何にナポレオンの大陸封鎖が、徹底的であつたかが分かると評論してゐる Heatsch の言葉はよくナポレオン戰爭の本質を衝けるものと言ふべきである。

羊毛及びリンネル工業。此の部門の工業に於ては殆んど消極策のみが採用されたのである。此の消極策で注目すべきものは第一に一八〇八年、羊毛製絲に於ける新機械導入の爲めに、奨励金並びに前貸金が與へられた事であり、第二は前貸金を通じて綿工業から軍需羊毛工業への轉換が爲された。即ち一八〇八年ナントに於て、原綿不足に悩む綿工業から羊毛工業への工場裝置の轉換が爲されたのである。第三は一八一一年の危機に際し危機克服の爲め莫大な金額が前貸しされた事であつた。然し既述の原則論に徴しても明らかなる如く、此等の消極策が直ちに國家による販路の確保、就中大陸市場の擴張に——次の節にも觸れる事になる——轉換して行くべきは申す迄もない事である。依然ナポレオンが此の工業を保護した事には變りがない。

最後に綿工業について述べねばならない。此の工業は一八一〇年に相當重大な危機の襲來を受け、更に一八一三年に致命的なものを經驗する迄、編入領土たる *Grati* や *Upper Alsace* を始めとして、ノルマンディやパリ近郊等の北フランスに隆昌の一途を辿り、以て戦争に貢獻し得たのである。それは、*Bannvens* や *Richard Le-*
noir の如き有能な企業家の努力も、さる事ながら、全くナポレオンの盡した振興策に負つてゐるのであつて、彼の戦争（經濟戦争）努力が、此の一點に集中されたと云つても決して過言ではないのである。ナポレオンが多年綿業界の指導者たる *Oberkampf* を訪れて、彼に叙勳した上、「吾々は共にイギリスに對して戦争してゐるが、然し卿の方が一枚上だ」と云つた言葉は、そのまゝ受けとつて間違ひはない。然しながら彼の綿業統制には、大陸封鎖令の二つの相反する傾向が、典型的に表はれ、生産奨励と禁止と云ふ二點の間に動搖しながらも、結局前者の方に傾いて行つた事が認められるのである。と云ふのは此の工業が、舊制度以來イギリスとの競争最も激甚を

極め、且つイギリスが最も優越を誇る領域であつたが故に、ナポレオンを始めその協力者達の眼には、重商主義的見地から限られた一定の市場を豫想し、その中に於てフランスの綿工業を發展せしめる事は、とりもなほさず相對的に競争相手たるイギリス綿工業の不振——イギリス經濟界の混亂——従つてイギリスを屈せしめる最高の武器なりと映じた事、それにも拘らず本工業が、海を越えて、即ち禁制ルート以外の方法では達せられない様な原料の上に、その基礎が置いてゐたと云ふ矛盾が、内包せられてゐたからである。

以下具體的な彼の施策を述べやう。本工業は大陸封鎖の最初の時から、原料の拂底におびやかされつゝあつたのであつて、早くも一八〇八年に、原綿缺乏、従つて之が高騰による危機が生じてゐるが、之は先述の前貸金制度等によつて克服せられたのである。一八一〇年の危機も、一部は依然、此の原綿の拂底暴騰から生じたのであつた。*Hedeker* の擧げてゐる統計によつても明らかなる如く、大陸の中心市場たる *Lübeck* に於ても原綿

は普通二倍或る年（一八〇八年—一八〇九年）には四倍の高騰を示してゐるが、フランス本國はドイツ諸國に比し關稅制度が整ひ、一層嚴重に監視せられてゐたが故に、例外なく此のドイツの市價よりも、更に高かつたのである^⑥。然しナポレオンとしては、封鎖自體から必然的に生ずべき問題であつたので驚かなかつた。之が對抗措置として、近東綿の輸入が畫策されたが、之とても運搬不便の爲め、到底イギリスの綿工業に大刀打出來ない。かくて必然的にナポレオン帝國內での綿の耕作から、出發せんとする考へに到達し、フランスの最も富める植民地であり、亦熱帶的要素たる、ナポリの綿花が俄然注目される事になつた。かくてナポリ綿花のフランスへの輸入の爲めに、トリアノン稅率からも之が除外せられると云ふ措置迄取られたのである。然し之とても、フランスの需要の極少部分しか、—Chaptalの數字に従へば、一八二二年に於てすら、全生産高の一〇％に過ぎなかつたのである——充さなかつた。

されば、ナポレオンはかくの如き原料獲得策と平行し

て、禁止政策をも併用してゐるのであり、既に羊毛工業の項に於て述べた如き、綿工業より羊毛工業への轉換から、更に一八〇九年には一層明確に「唯我が國土の生産品たる羊毛、亞麻、絹だけを使用するのがよい。されば今後綿製品を禁止するのが良からう。何故ならば、吾々には植民地が無いからである。」との宣言に迄進展した。彼が亞麻を紡ぐ機械に百萬フラン以上の賞金を提供したのも、かゝる決斷が、その背後に秘んでゐる事を思はねばならない。結局一八一〇年—一八一一年の危機發生の後には、宮廷より綿製品を追放すると云ふ極端な措置を取る迄に、到つたのである^⑦。

然しナポレオンの統制が生産の強化と禁止の間に動搖したのにも拘らず、その重心は當然發展策の方にあつた事は、一八一〇年の危機に際して實に大げさな前貸金制度が活用せられた事——例へば Baryens は云ふに及ばず Lenoir に對しては、一八一〇年十二月に五〇萬フラン更に翌年二月には五〇萬フランが貸與せられた。

亦アルサス地方最大綿業家の一人なる Gros-Davillier

に對しても一八一一年九月以降毎月一〇萬フランを返済すべしを約定の下に、五割の利子で、二百萬フランが貸與せられたのであつた^⑧。——更には、國境が、同盟軍の進軍によつて啓開せられ、其の後一八一四年四月、正式に州政府によつて發せられた一連の法令によつて、開かれるや、綿工業は一樣に倒壊し總ての指導的な工業家が破産した^⑨事等によつても、充分了解されるのである。かくて、綿工業こそ最も積極的な意味で戦争に参加した事が認められるのである。

註⑧ H. Sée; *Esquisse d'une histoire économique et sociale de la France depuis les origines jusqu'à la guerre mondiale* (1929) P. 403
 (フランスの最近最も傑出した概説者の一人な George Lefebvre, *Napoléon* 1935 P. 143—145 と同じ) ナポレオンの個人性を尊重しながら大體に於て對英戦を主體とする事を賛成しよう)

⑨ Heckscher: *The continental system. an economic interpretation* (1922) P. 257—259

⑩ 村松恒一郎「ナポレオン戦争に於ける經濟封鎖」東京商科大学一橋論叢・第十二卷第三號・二四九—二六〇頁

① G. Pariset: *Le consulat et l'empire* (Ernest Lavisse; *Histoire de France contemporaine depuis la Révolution jusqu'à la paix de 1919*), (1921), P. 280—281

② *Ibid.*, P. 276

③ *Ibid.*, P. 274

④ *Ibid.*, P. 254

⑤ Heckscher: *The continental system*. P. 283—286

⑥ H. Sée: *Esquisse d'une histoire économique et sociale de la France depuis les Origines jusqu'à la guerre mondiale*, P. 410

⑦ Heckscher: P. 217

⑧ *Ibid.*, P. 288—289

⑨ *Ibid.*, P. 289—291

⑩ 實証主義はフランスは健全財政の保持に努むるものと二倍三倍と低々價は消費者に相當過重な負擔をかけた事を注意した(ルベック)である。

⑪ Heckscher, P. 291—294

⑫ Charles Ballot; *Les Prêts aux manufactures sous le premier empire* (*Revue des études Napoléoniennes*, Tom II 1912), P. 45

⑬ *Correspondance de Napoléon I*, Tom 14, P. 549—550

⑭ *Correspondance de Napoléon I*, Tom 15, P. 271—272

⑮ E. Levasseur: *Histoire des classes ouvrières en France*

depuis 1789 jusqu'à nos jours, 1867, P. 371—377 貧困者の救済や乞食浮浪者の除却が却つて大問題であつた事を述べらる。

- ②① Ch. Baillet. P. 47—48
- ②② Ibid., P. 47—50
- ②③ Ibid., P. 64
- ②④ H. Sée; P. 407
- ②⑤ Ch. Baillet. P. 65
- ②⑥ J. Holland Rase: The personality of Napoleon, P. 176—177

- ②⑦ Ch. Baillet. P. 64
- ②⑧ Heckscher. P. 267—268
- ②⑨ Ch. Baillet. P. 53—55
- ②⑩ Ibid., P. 62
- ②⑪ H. Sée. P. 407
- ②⑫ Heckscher. P. 272
- ②⑬ Ibid. P. 272—275
- ②⑭ Ibid. P. 276—277
- ②⑮ Ch. Baillet. P. 65—66
- ②⑯ Heckscher. P. 279

III

以上に觀じ來つた事柄と、ナポレオンの大陸作戦、更に云へば、彼によつて樹立せられたヨーロッパ新體制との關聯を、明らかにするのが次の主題となるのである。

元來ナポレオン戦争は革命戦争の延長として、その根底に自由・平等・博愛を標榜する世界主義を持つてゐるので、政治上では、その理想として封建制度や絶対專政主義よりヨーロッパ諸國民の解放と云ふ事を掲げ、亦實際上に於ても、或る程度之が具現されたのである。従つて經濟に關しても、ヨーロッパを打つて一丸とする經濟圈の確立、所謂共榮圈確立の思想が、ナポレオンの協力者、就中ベルギー大公國の最高行政長官たる Beugnot や、ライン同盟に對する大臣 Bacher 等の如き外地行政長官によつて唱導せられたのは決して故なき次第ではない。然しナポレオンの與國や隸屬國に對する經濟政策は、凡そかゝる思想とは異り、利己主義政策と酷評されたのであつて、彼が一八〇九年オーストリアとの勝利の後、(九月二十七日) Schoenbrunn から當時の内相で

あつた Fouché に宛てた手紙はよく彼の考へを、表白するのである。「内務省の商業局は、フランスの商業の爲めに、何事も爲してゐない。予の不満を傳へて呉れ。若し當局が義務を果たしたのであつたら、予のウイン入城を利用して、貿易商や工業家に、オーストリアで、莫大な關稅を支拂つてゐる、羅紗や、陶器や、他の商品をも、輸入せしめるべきであつた。羅紗だけでも、六〇%の關稅を支拂つてゐるのである。予は當然、かゝる關稅を支拂ふ事を除外した上、ウインの商店を、此等の商品でぎつしり充滿したかつたのだ。然し此の當局は何も考へてないし、何も爲してゐない。今からでも何がやり得るか位は考へて置け」^⑥と叱りつけてゐる如く、ナポレオンの大陸作戰には、戰略上の脅威の除去、對英經濟封鎖への加入と云つた目的の外に、當時ヨーロッパ大陸の内部に於て、重商主義的經濟秩序の下に設定されてゐた高關稅障壁をば、フランス商品の爲めに破壊せしめると云つた目的まで、包藏されてゐたのである。さればその國の個有の原理を掌握せる隷屬國に對しては此の利己主

政策が一層甚だしかつたのは、云ふ迄もない事であらう。

イタリアに對しては、他の一切の國々の工業製品の販賣をば密閉して塞ぎ、その代りフランス品を受け入れ、亦フランスに原料品を供給するやうに措置されたのであつて、一八〇六年の法令により、ポヘミヤ、サクソニヤ、スウキス、ヴァヴァリア、ベルギー等の綿製品が、イタリア市場から閉め出された。

フランスの品物に對する措置は、ナポレオンが兩國の權威ある支配者と云ふ資格で彼自身の間で締結せられた一種奇妙な佛伊通商條約によつて、一八〇八年に設立せられたのである。其の後、此の政策は一八一〇年に、第一に輸入禁止が綿製品から羊毛製品に擴大せられ、第二には通過禁止による輸入禁止を補足した。第三には、リオン以外に、イタリア生絲の輸出を禁止したと云ふ、三重の規定によつて頂點に達した^⑦。結局ナポレオンが、一八一〇年八月二十三日ナポレオンの名代として、副王の資格でイタリアを統治してゐる Eugene Napoleon に

對して、「予の主義はフランス第一と云ふ事である。イギリスが、海上で勝を制したのは、イギリスが海上で最強であつたからである。フランスは陸上で最強であるが故に、陸上での商業を左右してもかまはないのである。それなくしては、萬事がおしまひだ。……だからフランス第一を金言とせよ」^⑥と訓してゐる言葉に、盡きるのである。然しイタリヤは千年以來ドイツやスウイスと經濟的に連繫してゐたが故に、後の二國に與へた經濟的苦痛をも、併せ考へるべきであらう。

ライン聯邦に關しては、是以上の拘束を置いたのであり、ナポレオン時代になつて帝國に編入された領土に對しても專柄は同様であつた事を特記しなければならぬ。例へばフランスの商品がオランダやハンザ地方に對して送られる場合、帝國の他の部分と等しく、何等の許可や妨害なしに運送せられたのに反し、此所からの品物がフランスに搬入せられる場合は、外國品と見做されたのであつた^⑦。

この様なナポレオンの利己主義政策は他國に與へた現

實の損害よりも、一層の精神的苦痛を與へたのである。と云ふのは、之こそ輸出の利益と輸入の損害と云つた當時の人々が最も大切にしてゐる、經濟感情に背馳するものであつたからである^⑧。かくて、彼の唱へた政治上の自由と經濟的現實が遊離したのであつて、最初は歡迎せられたナポレオンのヨーロッパ新秩序も、やがて、諸國民解放戦争となつて解體すべき運命を辿らざるを得なかつたのは、九分通り迄、彼の經濟政策に歸せられねばならないのである。

然らば、何故彼がかゝる政策を、敢へて採用せざるを得なかつたのであらうか。それについては、彼がそれを地盤として對英戦に乗り出したフランス工業の現勢、並びに戦争遂行上、彼が之に加へた統制の結果——即ちフランスの工業は輕工業、特に奢侈工業に卓越し、然し多年に渉る戦争の爲めに諸國民の購買力が減退せる事や、亦彼が對英戦争上特に綿工業に主力を置いたけれど、フランスに於ては、北方に於けるよりも海上からの密輸入が一層有効に阻止せられ、一方陸路からの密輸入品もそ

れがフランスに到達する迄には幾多の税關を通じて濾過されたが爲めに、綿製品のコストが大陸諸國に比しても極めて高價となつた事、従つて之を賣却する爲めには國家の強權を必要とした事——結局廣く云つてフランスの工業が彼の背後から力強く働きかけ多分にも彼の行動を規定してゐる事を解さねばならない。

註① Heckscher. P. 295—296 E. Tarlé, L'union économique du continent européen sous Napoléon; Revue historique, Tom 166, 1931. p. 283-255 參照

- ② Ibid., P. 297
- ③ Correspondance de Napoléon I. Tom 19. P. 529
- ④ Heckscher. P. 297—298
- ⑤ Correspondance de Napoléon I. Tom 21. P. 60—61
- ⑥ Heckscher. P. 299 和蘭に關しては編入法に基づいてフランスとの關稅國境は一八一一年の初頭に消滅されるべき管であつたけれど、何回も繰り返して無視され遂に實現されなかつたのであつた。
- ⑦ Ibid., P. 299—300

四

以上の考察から

第一にナポレオン戦争に於ては、國內生産が直接第一

線の戰鬥に繋がつてゐないと云ふ事である。と云ふのは現代戰に不可欠の重要性を持つ鑛業や、製鐵業が本戰爭には間接的にしか參與してゐないのに反し、絹工業を主體とする奢侈工業には、強力なる保護政策的統制が加へられ、却つて此の方に重心が置かれてゐるからである。

第二に化學工業が本戰爭によつて飛躍したとしても、或ひは纖維工業に奉仕し、或ひは國民生活の扶助と云つた間接的なものであるに過ぎなかつた。

第三 従つて軍動員と産業動員との調整とか、重要軍需工業に對する勞働者の集中と云つた問題は、本戰爭にはなく、却つて失業者、貧困者に對する救濟の方が重要問題であつた。

第四 本戰爭に於てフランス側がイギリスの最も優越を誇る綿工業に對して、統制の主力を傾倒した事は本戰爭の性格が商業戰爭であることを物語るものである。

第五 事柄は大陸作戰に於ても同様であつて、フランスの爲めに、或ひは高關稅障壁を破り、大陸の商業を自由にせんとする商業戰爭であつた事には變りがない。

第六 ナポレオンの樹立したヨーロッパ新秩序の本質を論ずる場合には單に政治や思想に留まらず經濟別してナポレオンの工業統制に迄掘り下けて考へなければならぬ事がある。

家老 (下)

結局ナポレオン戦争は未だ輕工業時代の戦争であつてよしや政治・思想・經濟が本戦争に動員せられて参加したとしても決して第一次世界大戦以降に見られる如き現代的總力戦ではなかつたのである。以上

平山敏治郎

五

武家の集團的組織のうちに總じて年寄と稱せられる人の地位高く、職掌も重きを奉ずるところであつたことは、武士の階級が成立して來る地盤に深く抵ずものがあつたのである。

武士はもとさむらひと呼ばれてゐた。この語は侍者もしくは伺候人などさむらふ者を意味してゐる。體力人に超え武勇衆に勝れた輩が平安朝の中頃より中央の貴族權門の身邊に近侍して、その警護に任ずることがあり、さむらひの語が行はれ、その職とする武力によつて又武士の名をもつに至つたのであつた。平安朝の末には京都の貴